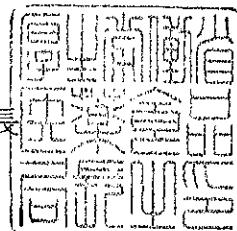


薬食発0714第1号  
平成23年7月14日

都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣  
が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件について

薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する  
医薬品の種類等の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第176号。  
以下「告示」という。）が告示され、平成24年6月1日より適用されることと  
なったので、下記事項について御了知の上、貴管下関係業者に対する周知徹底  
をよろしくお願いします。

記

1 告示の改正の趣旨及び内容

薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づき、かぜ薬及び鼻炎用点  
鼻薬の一部について、その製造販売の承認の権限が都道府県知事に委任され  
ているが、その委任の範囲について、次のとおり改正されたものである。

(1) かぜ薬

生薬のみからなる製剤が追加された。ただし、生薬のみからなる製剤  
については、告示中の別表第一のIに掲げるアスピリン等の有効成分の  
代わりに、同表のVのM項に掲げる有効成分のうち、ジリュウが含有さ  
れなければならないこととされたこと。

(2) 鼻炎用点鼻薬

別表第十三のVIに掲げる有効成分のうち、乳酸亜鉛及び硫酸亜鉛が削除  
されたこと。

2 留意事項

(1) 昭和45年10月20日付け薬発第953号厚生省薬務局長通知「薬



事法施行令の一部改正等について」の第2の2の(2)のウを次のように改められたこと。

ウ 漢方処方に基づく製剤及び獸胆を含有する製剤

(2) 今回の改正を反映させたかぜ薬及び鼻炎用点鼻薬の製造販売承認基準については、別途通知する。また、承認申請の取扱い上の留意点等については、別途、審査管理課長から通知される。

### 3 その他

平成24年5月31日までに申請のあった、かぜ薬及び鼻炎用点鼻薬の製造販売承認については、なお従前の例による。



印刷 編集・独立行政法人国立印刷局

省令

目次

告示

- 厚生労働省関係構造改革特別区域法  
第二条第三項に規定する省令の特例  
に関する措置及びその適用を受ける  
特定事業を定める省令及び障害者自  
立支援法に基づく指定障害福祉サー  
ビスの事業等の人員、設備及び運営  
(厚生労働六八)
- 砂糖及び豆粉の価格調整に関する  
法律施行規則の一部を改正する省令  
(農林水産三五)
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉  
の規制に関する法律第六十一条の二  
第四項に規定する製錬事業者等にお  
ける工場等において用いた資材その  
他の物に含まれる放射性物質の放射  
能濃度についての確認等に関する規  
則の一部を改正する省令  
(経済産業二七)
- 本庁監理金融商品取引業者等を指定  
する件の一部を改正する件  
(金融庁六八)

- 東日本大震災に伴う地方公共団体の  
議会の議員及び長の選挙期日等の臨  
時特例に関する法律第一条第四項の  
規定に基づき、同条第一項又は第二  
項の規定の適用を受ける指定市町村  
以外の市町村のうち東日本大震災の  
影響のため公職選挙法第三十三条第  
一項若しくは第二項又は第三十四条  
第一項の規定により選挙を行うべき  
期間においては選挙を適正に行うこ  
とが困難と認められる市町村を指定  
する件(総務二〇八)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登  
録政治資金監査人名簿に登録した者  
を公告する件  
(政財資金適正化委三二)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一  
の二の表の技能実習の項の下欄に規  
定する団体の要件を定める省令第一  
条第一号トの規定による技能実習を  
監理する団体及び出入国管理及び難  
民認定法第七条第一項第二号の基準  
を定める省令の表の法別表第一の二  
の表の技能実習の項の下欄第一号口  
に掲げる活動の項の下欄第二十九号  
の規定による技能実習を定める件の  
一部を改正する件(法務二七七)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一  
の二の表の技能実習の項の下欄に規  
定する団体の要件を定める省令第一  
条第一号トの規定に基づき監理団体  
を定め、出入国管理及び難民認定法  
第七条第一項第二号の基準を定める  
省令の表の法別表第一の二の表の技  
能実習の項の下欄第一号口に掲げる  
活動の項の下欄第二十九号の規定  
に基づき技能実習を定める件の一部  
を改正する件(同二七八～二八一)
- キルギス共和国における「出入国管  
理システム近代化計画」のための贈  
与に関する日本国政府と国際移住機  
関との間の書簡の交換に関する件  
(外務一九二)
- 財務省の保有する行政文書の開示に  
係る手数料の納付を事務所において  
現金でできる事ができる事務所を定  
める件の一部を改正する件  
(財務一八三)
- 財務省の保有する個人情報の開示に  
係る手数料の納付を事務所において  
現金でできる事ができる事務所を定  
める件の一部を改正する件  
(同一八四)
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基  
準に基づき厚生労働大臣が定める掲  
示事項等の一部を改正する件  
(厚生労働一七五)
- 薬事法施行令第八十条第二項第五号  
の規定に基づき厚生労働大臣が指定  
する医薬品の種類等の一部を改正す  
る件(同一七六)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害  
福祉サービス等及び基準該当障害福  
祉サービスに要する費用の額の算定  
に関する基準の一部を改正する件  
(同一七七)
- 排他的經濟水域及び大陸棚の保全及  
び利用の促進のための低潮線の保全  
及び拠点施設の整備等に関する法律  
施行令第二条の廃物を指定する告示  
の一部を改正する件(同二七二)
- 排他的經濟水域及び大陸棚の保全及  
び利用の促進のための低潮線の保全  
及び拠点施設の整備等に関する法律  
施行令第二条の廃物を指定する告示  
の一部を改正する件(同二七二)
- 排他的經濟水域及び大陸棚の保全及  
び利用の促進のための低潮線の保全  
及び拠点施設の整備等に関する法律  
施行規則第三条に規定する国土交通  
大臣が徴収する占用料及び土砂採取  
料を定める告示の一部を改正する件  
(同二七三)
- 建築基準法の規定に基づく指定確認  
検査機関の確認検査の業務を行う事  
務所の所在地を変更した件  
(同二七四)
- 公有水面埋立法施行令第三十二条第  
一号の申号港湾及び乙号港湾を指定  
する告示の一部を改正する件  
(九州地方整備局一一〇)
- 道路に関する件  
(以下次のページへ続く)

- 装置型式指定規則第五条に規定する  
国土交通大臣が告示で定める国を定  
める告示の一部を改正する件  
(同五七三)
- 土地收用法の規定に基づき事業の認  
定をした件(同五七四)
- 砂防法第一条の土地を指定及び解除  
する件(同五七五～五七七)
- 航路標識に関する件  
(海上保安庁一一四～一一七)
- 排他的經濟水域及び大陸棚の保全及  
び利用の促進のための低潮線の保全  
及び拠点施設の整備等に関する法律  
施行令第二条の廃物を指定する告示  
の一部を改正する件(同二七二)
- 排他的經濟水域及び大陸棚の保全及  
び利用の促進のための低潮線の保全  
及び拠点施設の整備等に関する法律  
施行規則第三条に規定する国土交通  
大臣が徴収する占用料及び土砂採取  
料を定める告示の一部を改正する件  
(同二七三)
- 排他的經濟水域及び大陸棚の保全及  
び利用の促進のための低潮線の保全  
及び拠点施設の整備等に関する法律  
施行規則第三条に規定する国土交通  
大臣が徴収する占用料及び土砂採取  
料を定める告示の一部を改正する件  
(同二七四)
- 道路に関する件  
(以下次のページへ続く)



